



宮 崎 県 公 報

平成28年3月31日(木曜日)号外 第15号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁
○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則……………(財政課) 1	の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(医療業務課) 19
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則……………(“) 2	○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則……………(“) 21
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 7	○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) 22
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性	○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(“) 25

規 則

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第37号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則(昭和32年宮崎県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
事 務	区 分	単 位	金 額	事 務	区 分	単 位	金 額
[略]				[略]			
2 法人又は法人の役員に関する証明	(1)~(6) [略] (7) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第5条(第64条第1項において準用する場合を含む。)又は第31条第1項(第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)の規定による知事の認可を受けた私立学校、私立専修学校若しくは私立各種学校又は学校法人に係る次の証明	[略]	[略]	2 法人又は法人の役員に関する証明	(1)~(6) [略] (7) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項(同法第134条第2項において準用する場合を含む。)</u> 及び第130条第1項、 <u>私立学校法(昭和24年法律第270号)第31条第1項(同法第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)</u> 並びに <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定による認可を受けた私立学校(設置者が社会福祉法人である場合を除</u>	[略]	[略]

4～6 [略]

(出納員)

第4条 総務部、会計管理局及び警察本部に出納員を置き、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務事務センター課長、総務事務センター課長補佐(総括)及び総務事務センター主幹又は総務事務センター副主幹(総務事務センター主幹又は総務事務センター副主幹にあっては、物品の事務を掌理する者に限る。)

(2) 会計管理局次長、会計課長、会計課課長補佐及び会計課主幹又は会計課副主幹(会計課主幹又は会計課副主幹にあっては、審査第一、審査第二又は旅費審査の事務を掌理する者に限る。)

(3) [略]

2～5 [略]

(出納員への委任)

第5条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる会計事務を委任する。

(1) 総務事務センターの課長である出納員 部局(警察本部を除く。)に属する物品の出納及び保管(使用中の物品の保管を除く。)並びに記録管理並びに総務事務センターに属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要のある入札保証金の還付に関すること。

(2) 会計管理局の次長である出納員 部局に属する収入金の収納並びに歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管並びに部局(警察本部を除く。)に属する物品の出納及び保管(使用中の物品の保管を除く。)並びに記録管理を行うこと。

(3) [略]

(4)～(7) [略]

(金銭分任出納員)

第6条 出納員のほか、現金(現金に代えて納付される証券を含む。)を収納させるため、金銭分任出納員を置き、職員のうちから、知事がこれを任命する。

(会計員の配置)

第8条 [略]

2 部局の会計員は、総務事務センター(物品に関する事務を担当する者に限る。)、本庁会計課及び警察本部会計課に勤務する職員(出納員を除く。)をもって充てる。

務所における歳入歳出外現金(社会保険料並びに非常勤職員及び臨時職員に係る県民税及び市町村民税に限る。)の受入れ及び払出しの通知に関すること。

4～6 [略]

(出納員)

第4条 会計管理局及び警察本部に出納員を置き、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 会計管理局次長、会計課長、会計課課長補佐及び会計課主幹又は会計課副主幹(会計課主幹又は会計課副主幹にあっては、現金若しくは有価証券の出納若しくは保管又は審査の事務を掌理する者に限る。)並びに物品管理調達課長、物品管理調達課課長補佐及び物品管理調達課主幹又は物品管理調達課副主幹(物品管理調達課主幹又は物品管理調達課副主幹にあっては、物品の管理又は調達の事務を掌理するものに限る。)

(2) [略]

2～5 [略]

(出納員への委任)

第5条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる会計事務を委任する。

(1) 会計管理局の次長である出納員 部局に属する収入金の収納並びに歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管並びに部局(警察本部を除く。)に属する物品の出納及び保管(使用中の物品の保管を除く。)並びに記録管理の総合調整に関すること。

(2) [略]

(3) 物品管理調達課の課長である出納員 部局(警察本部を除く。)及び物品の購入等の事務に関する規則別表第2に掲げるかに属する物品の出納並びに部局(警察本部を除く。)に属する物品の保管(使用中の物品の保管を除く。)及び記録管理並びに物品管理調達課に属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要のある入札保証金の還付に関すること。

(4)～(7) [略]

(金銭分任出納員)

第6条 出納員のほか、現金(現金に代えて納付される証券を含む。)を収納させるため、金銭分任出納員を置き、知事は、その任命を部局長及びかい長に委任する。この場合において、部局の金銭分任出納員は当該部局に勤務する職員のうちから部局長が任命し、かいの金銭分任出納員は当該かいに勤務する職員のうちからかい長が任命する。

(会計員の配置)

第8条 [略]

2 部局の会計員は、本庁会計課、物品管理調達課及び警察本部会計課に勤務する職員(出納員を除く。)をもって充てる。

<p>3 [略] (書類の合議)</p> <p>第10条 次に掲げる事項については、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。<u>ただし、第2号に規定する寄附金の受入れで100万円未満のものにあっては財政課長及び会計課長、同号に規定する寄附物件の受入れで見積価格が100万円未満のものにあっては財政課長及び総務事務センター課長への合議をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>(1) [略] (2) <u>寄附金及び寄附物件(第3条第1項第6号に規定するものを除く。)</u>の受入れに関する<u>こと。</u> (3)・(4) [略]</p> <p>2 重要備品を処分し、交換し、又は貸し付ける場合には、<u>総務事務センター課長に合議しなければならない。</u></p> <p>3 <u>国庫支出金等の請求をする場合(会計法(昭和22年法律第35号)第24条第4項の支出官である会計管理者に請求する場合を除く。)</u>には、<u>会計課長に合議しなければならない。</u> (予算執行の伺い及び合議等)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部局(警察本部を除く。)において1件の見積価格が100万円以上の物品の使用及び借上げに係る予算執行伺をするときは、<u>総務事務センター課長に合議しなければならない。</u></p> <p>4・5 [略] (資金前渡のできる経費の指定)</p> <p>第61条 令第161条第1項第17号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。 (1)~(16) [略] (概算払のできる経費の指定)</p> <p>第66条 [略] (決算調製に必要な書類の提出)</p> <p>第99条 部局長及びかいの出納員は、毎会計年度その所掌に係る歳入歳出予算の執行について、次の書類(部局長にあっては第1号の書類を除く。)を作成し、翌年度の6月20日までに会計管理者に提出しなければならない。 (1)・(2) [略]</p> <p>2 <u>部局長及びかいの出納員は、毎会計年度末における重要備品現有高調書を作成し、翌年度の5月31日までに総務部長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により提出を受けた総務部長は、取りまとめの上、当該年度の6月20日までに会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>4 [略] (契約保証金)</p> <p>第101条 [略]</p> <p>2 前項の契約保証金は、次の各号の<u>一</u>に該当すると認められると</p>	<p>3 [略] (書類の合議)</p> <p>第10条 次に掲げる事項については、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 <u>寄附物件(第3条第1項第6号に規定するものを除く。)</u>を受入れる場合には、<u>会計管理者に合議しなければならない。ただし、見積価格が100万円未満のものにあっては物品管理調達課長への合議をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>3 重要備品を処分し、交換し、又は貸し付ける場合には、<u>物品管理調達課長に合議しなければならない。</u></p> <p>(予算執行の伺い及び合議等)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部局(警察本部を除く。)において1件の見積価格が100万円以上の物品の使用及び借上げに係る予算執行伺をするときは、<u>物品管理調達課長に合議しなければならない。</u></p> <p>4・5 [略] (資金前渡のできる経費の指定)</p> <p>第61条 令第161条第1項第17号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。 (1)~(16) [略] (17) <u>外国に所在する金融機関への送金により支払う経費</u> (概算払のできる経費の指定等)</p> <p>第66条 [略]</p> <p>2 <u>支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額の確定後、速やかに当該概算払を受けた者に精算をさせなければならない。</u> (決算調製に必要な書類の提出)</p> <p>第99条 部局長及びかいの出納員は、毎会計年度その所掌に係る歳入歳出予算の執行について、次の書類(部局長にあっては第1号の書類を除く。)を作成し、翌年度の6月20日までに会計管理者に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) <u>重要備品現有高調書</u></p> <p>2 [略] (契約保証金)</p> <p>第101条 [略]</p> <p>2 前項の契約保証金は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めら</p>
--	---

きは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事請負契約等とその工期等が 2 箇年を超えるものにあつては、完成期日が過去 2 箇年の間にあるもの）を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(8) [略]

(履行遅滞)

第 108 条 [略]

2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年 2.9 パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 [略]

(入札)

第 123 条 入札者は、契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を 1 件ごとに作成して封書にし、所定の日時までに提出しなければならない。この場合において、入札者が他人に代理させるときは、代理状を提出させなければならない。

(物品の総括)

第 154 条 総務部長は、物品管理者等が管理する物品についてその適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図るため、事務を統一し、又は必要な調整をすることができる。

(備品購入計画書)

第 157 条 [略]

2・3 [略]

4 部局（警察本部を除く。）の長は、前項の規定により通知された備品購入計画書の写しを総務事務センター課長に送付しなければならない。

(交換の手続)

第 168 条 物品管理者は、財産に関する条例第 8 条の規定により物品を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を総務部長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(分類換え)

第 169 条 [略]

2 [略]

3 第 1 項の規定により分類換えを行う場合において、重要備品については、総務事務センター課長に合議しなければならない。

(所管換え)

第 170 条 [略]

2 [略]

3 第 1 項の規定により所管換えを行う場合には重要備品については、総務事務センター課長に合議しなければならない。

(備品現在高報告)

れるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事請負契約等とその工期等が 2 箇年を超えるものにあつては、完成期日が過去 2 箇年の間にあるもの）を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(8) [略]

(履行遅滞)

第 108 条 [略]

2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 [略]

(入札)

第 123 条 入札者は、契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を 1 件ごとに作成して封書にし、所定の日時までに提出しなければならない。この場合において、入札者が他人に代理させるときは、委任状を提出させなければならない。

(物品の総括)

第 154 条 会計管理者は、物品管理者等が管理する物品についてその適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図るため、事務を統一し、又は必要な調整をすることができる。

(備品購入計画書)

第 157 条 [略]

2・3 [略]

4 部局（警察本部を除く。）の長は、前項の規定により通知された備品購入計画書の写しを物品管理調達課長に送付しなければならない。

(交換の手続)

第 168 条 物品管理者は、財産に関する条例第 8 条の規定により物品を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を会計管理者に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(分類換え)

第 169 条 [略]

2 [略]

3 第 1 項の規定により分類換えを行う場合において、重要備品については、物品管理調達課長に合議しなければならない。

(所管換え)

第 170 条 [略]

2 [略]

3 第 1 項の規定により所管換えを行う場合において、重要備品については、物品管理調達課長に合議しなければならない。

(備品現在高報告)

第 174 条 かい及び警察本部の出納員並びに部局（警察本部を除く。）の物品管理者は、その保管及び所管に属する備品並びに所属の物品取扱者の所管に属する備品について、毎年 3 月 31 日現在における備品現在高報告書を 5 月 31 日までに総務部長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出を受けた総務部長は、取りまとめの上、6 月 20 日までに会計管理者に提出しなければならない。
（履行期限の延長の手続等）

第 180 条 [略]

2・3 [略]

4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 2.9 パーセント（この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

（歳計状況報告）

第 184 条 会計管理者は、前月中の歳計の状況を明らかにした書類を毎月作成し、その月の 25 日までに知事に報告しなければならない。

別表第 2（第 4 条関係）かいに置く出納員

出先機関名	職名
[略]	
西臼杵支所	[略]
[略]	

別表第 3（第 7 条関係）

本庁会計課の出納員	[略]	[略]
	森林経営課の金銭分任出納員	[略]
[略]	[略]	[略]
福祉こどもセンターの出納員	[略]	[略]
保健所の出納員	当該保健所の金銭分任出納員	1 <u>宮崎県犬取締条例（昭和 47 年宮崎県条例第 18 号）第 9 条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。</u> 2 <u>狂犬病予防法施行細則（昭和 25 年宮崎県規則第 111 号）第 5 条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。</u>
[略]	[略]	[略]

第 174 条 かい及び警察本部の出納員並びに部局（警察本部を除く。）の物品管理者は、その保管及び所管に属する備品並びに所属の物品取扱者の所管に属する備品について、毎年 3 月 31 日現在における備品現在高報告書を 5 月 31 日までに会計管理者に提出しなければならない。

（履行期限の延長の手続等）

第 180 条 [略]

2・3 [略]

4 第 2 項本文の延納利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率（この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

第 184 条 削除

別表第 2（第 4 条関係）かいに置く出納員

出先機関名	職名
[略]	
西臼杵支庁	[略]
[略]	

別表第 3（第 7 条関係）

本庁会計課の出納員	[略]	[略]
	森林経営課の金銭分任出納員	[略]
	オールみやざき営業課の金銭分任出納員	<u>宮崎ふるさと応援寄附金の収納に関すること。</u>
[略]	[略]	[略]
福祉こどもセンターの出納員	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第39号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																
<p>(徴収猶予等の申請の手続)</p> <p>第10条 法第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予の申請をしようとする者は、<u>徴収猶予申請書</u>（別記様式第14号）を、同条第3項の規定によって徴収猶予の期間の延長を申請しようとする者は、<u>徴収猶予期間延長申請書</u>（別記様式第15号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 徴収猶予の許可を受けた者は、<u>法第15条の2第2項の規定によって、差押財産の解除を申請しようとするときは、差押解除申請書</u>（別記様式第16号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>(徴収に関する文書の様式)</p> <p>第26条 徴収金の徴収について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>徴収猶予（徴収猶予期間延長）許可通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条第4項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>徴収猶予（徴収猶予期間延長）不許可通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条第4項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徴収猶予取消通知書</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換価の猶予（換価の猶予期間延長）通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条の5第3項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換価の猶予取消通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条の6第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]		[略]	徴収猶予（徴収猶予期間延長）許可通知書	法第15条第4項	[略]	徴収猶予（徴収猶予期間延長）不許可通知書	法第15条第4項		徴収猶予取消通知書	[略]		換価の猶予（換価の猶予期間延長）通知書	法第15条の5第3項		換価の猶予取消通知書	法第15条の6第2項		[略]			<p>(徴収の猶予等の申請の手続)</p> <p>第10条 法第15条第1項又は第2項の規定により徴収の猶予の申請をしようとする者は<u>徴収の猶予申請書</u>（別記様式第14号）を、同条第4項の規定により徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は<u>徴収の猶予期間延長申請書</u>（別記様式第15号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 徴収の猶予の許可を受けた者は、<u>法第15条の2の3第2項の規定により差押えの解除の申請をしようとするときは、差押解除申請書</u>（別記様式第16号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>法第15条の6第1項の規定により換価の猶予の申請をしようとする者は申請による換価の猶予申請書</u>（別記様式第16号の2）を、<u>法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により換価の猶予をした期間の延長の申請をしようとする者は申請による換価の猶予期間延長申請書</u>（別記様式第16号の3）を所長に提出しなければならない。</p> <p>(徴収に関する文書の様式)</p> <p>第26条 徴収金の徴収について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>徴収の猶予（徴収の猶予期間延長）許可通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条の2の2第1項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>徴収の猶予（徴収の猶予期間延長）不許可通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条の2の2第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徴収の猶予取消通知書</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職権による換価の猶予（換価の猶予期間延長）通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条の5の2第3項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換価の猶予取消通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請による換価の猶予許可通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条の6の2第3項</td> <td style="text-align: center;">別記様式第57号の2</td> </tr> <tr> <td>申請による換価の猶予（換価の猶予期間延長）不許可通知書</td> <td style="text-align: center;">法第15条の6の2第3項</td> <td style="text-align: center;">別記様式第57号の3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]		[略]	徴収の猶予（徴収の猶予期間延長）許可通知書	法第15条の2の2第1項	[略]	徴収の猶予（徴収の猶予期間延長）不許可通知書	法第15条の2の2第2項		徴収の猶予取消通知書	[略]		職権による換価の猶予（換価の猶予期間延長）通知書	法第15条の5の2第3項		換価の猶予取消通知書	法第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項		申請による換価の猶予許可通知書	法第15条の6の2第3項	別記様式第57号の2	申請による換価の猶予（換価の猶予期間延長）不許可通知書	法第15条の6の2第3項	別記様式第57号の3	[略]		
[略]		[略]																																															
徴収猶予（徴収猶予期間延長）許可通知書	法第15条第4項	[略]																																															
徴収猶予（徴収猶予期間延長）不許可通知書	法第15条第4項																																																
徴収猶予取消通知書	[略]																																																
換価の猶予（換価の猶予期間延長）通知書	法第15条の5第3項																																																
換価の猶予取消通知書	法第15条の6第2項																																																
[略]																																																	
[略]		[略]																																															
徴収の猶予（徴収の猶予期間延長）許可通知書	法第15条の2の2第1項	[略]																																															
徴収の猶予（徴収の猶予期間延長）不許可通知書	法第15条の2の2第2項																																																
徴収の猶予取消通知書	[略]																																																
職権による換価の猶予（換価の猶予期間延長）通知書	法第15条の5の2第3項																																																
換価の猶予取消通知書	法第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項																																																
申請による換価の猶予許可通知書	法第15条の6の2第3項	別記様式第57号の2																																															
申請による換価の猶予（換価の猶予期間延長）不許可通知書	法第15条の6の2第3項	別記様式第57号の3																																															
[略]																																																	
<p>(換価不承認の通知)</p> <p>第33条 所長は、<u>徴収法第50条第3項の規定によって、差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべきことの申立てがあった場合において、同条第4項ただし書の規定に該当するため換価することができないときは、換価申立不承認通知書</u>（別記様式第73号）によって通知しなければならない。</p>	<p>(換価不承認の通知)</p> <p>第33条 所長は、<u>徴収法第50条第3項の規定により差し押さえるべきことを請求した財産の換価をすべきことの申立てがあった場合において、同条第4項ただし書の規定に該当するため換価することができないときは、換価申立不承認通知書</u>（別記様式第73号）によって<u>その申立人</u>に通知しなければならない。</p>																																																

(差押財産の占有手続)

第34条 徴税吏員は、徴収法第71条第3項の規定によって、差押に係る自動車、建設機械又は小型船舶を占有する場合には、差押財産占有調書(別記様式第74号)を作成し、その謄本を滞納者又は差押財産を占有する第三者(以下「第三者」という。)に交付しなければならない。

2 前項の場合において搜索調書を作成するときは、その調書に差押財産を占有する旨を記載し、前項の書面の作成に代えることができる。

(徴収職員又は徴税吏員以外の者が保管している参加差押財産の引受の手続)

第36条 徴税吏員は、国税徴収法施行令(昭和34年政令第329号。以下「徴収令」という。)第40条第1項後段の規定によって徴収職員以外の者が保管している参加差押に係る動産等を引き受ける場合においては、参加差押財産引受調書(別記様式第76号)を作成し、その謄本をその保管している者に交付しなければならない。

(参加差押関係書類の引渡の手続)

第37条 所長は、徴収令第41条第1項の規定によって参加差押に係る関係書類を引き渡す場合においては、参加差押関係書類引渡書(別記様式第77号)によって行わなければならない。

(差押財産の搬出手続)

第38条 [略]

2 前項の場合において差押調書又は搜索調書を作成するときは、その調書に差押財産を搬出した旨を記載し、前項の書面の作成にかえることができる。

(最高価申込者決定等の取消の通知)

第40条 所長は、徴収法第108条第2項の規定又は前条の規定による申出により最高価申込者の決定を取り消した場合においては、不動産等の最高価申込者決定の取消通知書(別記様式第80号)によって最高価申込者、滞納者及び利害関係人に通知しなければならない。

2 所長は、徴収法第115条第4項若しくは第117条又は前条の規定による申出により売却決定を取り消した場合においては、売却決定取消通知書(別記様式第81号)によって買受人、滞納者及び利害関係人に通知しなければならない。

(財産の引渡手続)

第41条 所長は、徴収法第119条第1項の規定によって同項に規定する換価財産を買受人に引き渡す場合又は第122条第2項の規定によって債権証書を買受人に引き渡す場合においては、財産受領書(別記様式第82号)を徴さなければならない。

(有価証券の裏書等の命令)

第42条 所長は、徴収法第120条第1項の規定によって有価証券に係る権利の移転につき滞納者に対し、裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせるときは、有価証券の裏書等手続命令書(別記様式第83号)によってその手続をさせなければならない。

(個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金の引継等)

第45条 市町村長が、法第48条第3項の規定に基づき、個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金を所長に引き継ぐ場合又は所長が同条第1項の規定による期間が満了したことにより当該徴収金を市町村長に引き継ぐ場合においては、徴収引継(引受)書(別記様式第135号)をそれぞれ交付しなければならない。

2 前項の引継書の交付を受けた所長又は市町村長は、直ちに徴収

(差押財産の占有手続)

第34条 徴税吏員は、徴収法第71条第3項の規定により差押えに係る自動車、建設機械又は小型船舶を占有する場合には、差押財産占有調書(別記様式第74号)を作成し、その謄本を滞納者又は当該差押財産を占有する第三者(第38条において「第三者」という。)に交付しなければならない。

2 前項の場合において差押調書又は搜索調書を作成するときは、その調書に差押財産を占有する旨を記載し、前項の書面の作成に代えることができる。

(徴収職員又は徴税吏員以外の者が保管している参加差押財産の引受けの手続)

第36条 徴税吏員は、国税徴収法施行令(昭和34年政令第329号。以下「徴収令」という。)第40条第1項後段の規定により徴税吏員以外の者が保管している参加差押えに係る動産等を引き受ける場合においては、参加差押財産引受調書(別記様式第76号)を作成し、その謄本をその保管している者に交付しなければならない。

(参加差押関係書類の引渡しの手続)

第37条 所長は、徴収令第41条第1項の規定により参加差押えに係る関係書類を引き渡す場合においては、参加差押関係書類引渡書(別記様式第77号)によって行わなければならない。

(差押財産の搬出手続)

第38条 [略]

2 前項の場合において差押調書又は搜索調書を作成するときは、その調書に差押財産を搬出した旨を記載し、前項の書面の作成に代えることができる。

(最高価申込者決定等の取消しの通知)

第40条 所長は、徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定を取り消した場合又は前条の規定による申出により最高価申込者の決定を取り消した場合においては、最高価申込者決定の取消通知書(別記様式第80号)によって最高価申込者、滞納者及び利害関係人に通知しなければならない。

2 所長は、徴収法第115条第4項又は第117条の規定により売却決定を取り消した場合又は前条の規定による申出により売却決定を取り消した場合においては、売却決定取消通知書(別記様式第81号)によって買受人、滞納者及び利害関係人に通知しなければならない。

(財産の引渡手続)

第41条 所長は、徴収法第119条第1項の規定により換価した財産を買受人に引き渡す場合又は徴収法第122条第2項の規定により取り上げた証書を買受人に引き渡す場合においては、財産受領書(別記様式第82号)を徴さなければならない。

(有価証券の裏書等の命令)

第42条 所長は、徴収法第120条第1項の規定により有価証券に係る権利の移転につき滞納者に対し、裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせるときは、有価証券の裏書等手続命令書(別記様式第83号)を交付しなければならない。

(個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金の引継ぎ等)

第45条 市町村長が法第48条第3項の規定により個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金を所長に引き継ぐ場合又は所長が同条第1項の規定による期間が満了したことにより当該徴収金を市町村長に引き継ぐ場合においては、徴収引継書(別記様式第135号)を2部作成の上、所長又は市町村長に送付しなければならない。

2 前項の徴収引継書の送付を受けた所長又は市町村長は、直ちに

引継(引受)書を引継ぎした市町村長又は所長に交付しなければならない。

- 3 所長は、法第48条第7項の規定によって、徴収及び滞納処分
の状況を市町村長に通知する場合には、徴収及び滞納処分状
況通知書(別記様式第136号)によって第1項の引継書を交付す
る際あわせて通知しなければならない。

(個人の県民税に係る徴収金の払込等)

第46条 [略]

様式第14号(第10条関係)

徴 収 猶 予 申 請 書

[略]	
地方税法第15条第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。 なお、徴収猶予の許可を受けた場合は、納付(納入)計画に基づく金額は、 <input type="text"/> に納付(納入)します。	
徴収猶予の申請	[略]
納付(納入)金額	[略] 延滞金の納付方法 1 最終回同時納付 2 本税完納後別途納付
計画	[略]

様式第15号(第10条関係)

徴収猶予期間延長申請書

[略]	
年 月 日付で徴収猶予の許可を受けましたが、下記の事由によって納付(納入)計画を実行することが困難になりましたので、猶予期間を延長してください。 地方税法第15条第3項の規定により申請します。	
徴収猶予期間延長の申請	[略]
期 間	徴収猶予の許可を受けた期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間 徴収猶予の期間の延長期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
納付(入金)金額	[略] 延滞金の納付方法 1 最終回同時納付 2 本税完納後別途納付

当該徴収引継書に押印の上、1部を引継ぎをした市町村長又は所長に返送しなければならない。

- 3 所長は、法第48条第7項の規定により、徴収及び滞納処分の状
況を市町村長に通知する場合には、徴収及び滞納処分状
況通知書(別記様式第136号)によって第1項の徴収引継書を交付
する際併せて通知しなければならない。

(個人の県民税に係る徴収金の払込み等)

第46条 [略]

様式第14号(第10条関係)

徴 収 の 猶 予 申 請 書

[略]	
地方税法第15条第1項の規定により、下記のとおり徴収の猶予を申請します。 なお、徴収の猶予の許可を受けた場合は、納付(納入)計画を誠実に実行することを誓約します。	
徴収の猶予の申請	[略]
納付(納入)金額	[略] 延滞金の納付(納入)方法 1 最終回同時納付(納入) 2 本税完納後別途納付(納入)
計画	[略]

様式第15号(第10条関係)

徴収の猶予期間延長申請書

[略]	
年 月 日付で徴収の猶予の許可を受けましたが、下記の事由によって納付(納入)計画を実行することが困難になりましたので、猶予期間を延長してください。 地方税法第15条第4項の規定により申請します。	
徴収の猶予期間延長の申請	[略]
期 間	徴収の猶予の許可を受けた期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間 徴収の猶予の期間の延長期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
納付(入金)金額	[略] 延滞金の納付(納入)方法 1 最終回同時納付(納入) 2 本税完納後別途納付(納入)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">納 入 計 画</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第16号 (第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日付で下記の徴収金額については 徴収猶予の許可を受けたので差押を解除してください。 地方税法第15条の2第2項の規定によって申請します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>差押を受けた年月日 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	納 入 計 画	額				[略]	[略]	年 月 日付で下記の徴収金額については 徴収猶予の許可を受けたので差押を解除してください。 地方税法第15条の2第2項の規定によって申請します。	[略]	差押を受けた年月日 [略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">納 入 計 画</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第16号 (第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日付で下記の徴収金額については 徴収の猶予の許可を受けたので差押えを解除してください。 地方税法第15条の2の3第2項の規定により申請します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>差押えを受けた年月日 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	納 入 計 画	額				[略]	[略]	年 月 日付で下記の徴収金額については 徴収の猶予の許可を受けたので差押えを解除してください。 地方税法第15条の2の3第2項の規定により申請します。	[略]	差押えを受けた年月日 [略]	[略]
納 入 計 画	額																						
		[略]																					
[略]																							
年 月 日付で下記の徴収金額については 徴収猶予の許可を受けたので差押を解除してください。 地方税法第15条の2第2項の規定によって申請します。																							
[略]																							
差押を受けた年月日 [略]																							
[略]																							
納 入 計 画	額																						
		[略]																					
[略]																							
年 月 日付で下記の徴収金額については 徴収の猶予の許可を受けたので差押えを解除してください。 地方税法第15条の2の3第2項の規定により申請します。																							
[略]																							
差押えを受けた年月日 [略]																							
[略]																							

別記様式第16号の次に次の2様式を加える。

様式第16号の2 (第10条関係)

申請による換価の猶予申請書

付
受印

県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名称)	(印)

地方税法第15条の6第1項の規定により、下記のとおり換価の猶予を申請します。
 なお、換価の猶予の許可を受けた場合は、納付(納入)計画を誠実に実行することを誓約します。

換価の猶予の申請	年度	税 目	納 期 限	督促状発付年月日	税 額	延 滞 金	加 算 金	加 算 金	滞 納 処 分 費
			・ ・	・ ・	円	円	円	円	円
	徴			・ ・	・ ・				
	収			・ ・	・ ・				
	金			・ ・	・ ・				
	額			・ ・	・ ・				
	計								

期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間

事由

担保の提供の有無 有 (その種類) 無 (その理由)

差押解除の要否 要 否 (その理由)

納 分 納 金 額 計 画	回	年月日	金 額	備考	回	年月日	金 額	備考	回	年月日	金 額	備考
	1		円		5		円		9		円	
	2				6				10			
	3				7				11			
	4				8				12			

延滞金の納付(納入)方法 1 最終回同時納付(納入) 2 本税完納後別途納付(納入)

計 画 の 要 概

様式第16号の3 (第10条関係)

申請による換価の猶予期間延長申請書

付 受印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住(居)所 (所在地)										
		氏 名 (名称)	(印)									
年 月 日付けで換価の猶予の許可を受けましたが、下記の事由によって納付 (納入) 計画を実行することが困難になりましたので、猶予期間を延長してください。 地方税法第15条の6第3項において準用する同法第15条第4項の規定により申請します。												
換価の猶予期間延長の申請	徴 収 金 額	年 度	税 目	納 期 限	督促状発 付年月日	税 額	延 滞 金 額	加 算 金 額	加 算 金 額	滞 納 処 分 費		
				円	円	円	円	円		
										
										
										
		計										
期 間	換価の猶予の許可を受けた期間					年 月 日から	年 月 日まで	日間				
	換価の猶予の期間の延長期間					年 月 日から	年 月 日まで	日間				
事 由												
担保の提 供の有無	有 (その種類)					無 (その理由)						
差押解除 の要否	要					否 (その理由)						
納 付 (納 入) 計 画	回	年 月 日	金 額	備 考	回	年 月 日	金 額	備 考	回	年 月 日	金 額	備 考
	1	. .	円		5	. .	円		9	. .	円	
	2	. .			6	. .			10	. .		
	3	. .			7	. .			11	. .		
	4	. .			8	. .			12	. .		
	延滞金の納付 (納入) 方法 1 最終回同時納付 (納入) 2 本税完納後別途納付 (納入)											
計 画 の 要												

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第52号(その1)(第26条関係)		様式第52号(その1)(第26条関係)	
徴収猶予許可通知書 徴収猶予期間延長		徴収の猶予許可通知書 徴収の猶予期間延長	
[略] 年 月 日付で徴収猶予(徴収猶予期間延長)の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、 <u>地方税法第15条第4項</u> の規定により通知します。		[略] 年 月 日付で徴収の猶予(徴収の猶予期間延長)の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、 <u>地方税法第15条の2の2第1項</u> の規定により通知します。	
徴収猶予期間(徴収猶予期間延長)許可	[略]	徴収の猶予期間(徴収の猶予期間延長)許可	[略]
	徴収猶予(徴収猶予期間延長)許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 月 月間		徴収の猶予(徴収の猶予期間延長)許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 月 月間
納付(納入)計画	[略]	納付(納入)計画	[略]
	延滞金の納入方法 1 最終回同時納付 2 本税完納後別途納付		延滞金の納付(納入)方法 1 最終回同時納付(納入) 2 本税完納後別途納付(納入)
様式第52号(その2)(第26条関係)		様式第52号(その2)(第26条関係)	
徴収猶予一部許可通知書 徴収猶予期間延長		徴収の猶予一部許可通知書 徴収の猶予期間延長	
[略] 年 月 日付で徴収猶予(徴収猶予期間延長)の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、 <u>地方税法第15条第4項</u> の規定により通知します。ただし、下記の理由により、徴収猶予(徴収猶予期間延長)申請に係る徴収金額のうち一部の徴収金額については、徴収猶予(徴収猶予期間延長)を許可できません。		[略] 年 月 日付で徴収の猶予(徴収の猶予期間延長)の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、 <u>地方税法第15条の2の2第1項</u> の規定により通知します。ただし、下記の理由により、徴収の猶予(徴収の猶予期間延長)申請に係る徴収金額のうち一部の徴収金額については、徴収の猶予(徴収の猶予期間延長)を許可できません。	
徴収猶予(徴収)	[略]	徴収の猶予(徴収)	[略]
	徴収猶予(徴収猶予期間延長)許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 月 月間		徴収の猶予(徴収の猶予期間延長)許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 月 月間

猶予期間延長) 許可	
納分 付納 (納金 額)	[略]
	延滞金の納入方法 1 最終回同時納付 2 本税完納後別途納付
入) 計画	[略]
	[略]

様式第53号 (第26条関係)

徴収猶予 不許可通知書 徴収猶予期間延長
[略]
年 月 日付けで徴収の猶予(徴収猶予期間延長)申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記の理由により許可できませんので、 <u>地方税法第15条第4項</u> の規定により通知します。
[略]

様式第55号 (第26条関係)

徴収猶予取消通知書
[略]
年 月 日付けで徴収猶予を許可したあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり徴収の猶予を取り消しましたので、 <u>地方税法第15条の3第3項</u> の規定により通知します。 つきましては、当該徴収金額を直ちに納付(納入)してください。
徴収猶予取消し額
[略]
[略]

様式第56号 (第26条関係)

換価の猶予 換価の猶予期間延長 通知書
[略]
あなたの現状を考慮し、下記の滞納金額に対する差押財産の換価を猶予(更に猶予期間を延長)しましたから、下記の

収の猶予期間延長) 許可	
納分 付納 (納金 額)	[略]
	延滞金の納付(納入)方法 1 最終回同時納付(納入) 2 本税完納後別途納付(納入)
入) 計画	[略]
	[略]

様式第53号 (第26条関係)

徴収の猶予 不許可通知書 徴収の猶予期間延長
[略]
年 月 日付けで徴収の猶予(徴収の猶予期間延長)申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記の理由により許可できませんので、 <u>地方税法第15条の2の2第2項</u> の規定により通知します。
[略]

様式第55号 (第26条関係)

徴収の猶予取消通知書
[略]
年 月 日付けで徴収の猶予を許可したあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり徴収の猶予を取り消しましたので、 <u>地方税法第15条の3第3項</u> の規定により通知します。 つきましては、当該徴収金額を直ちに納付し、又は納入してください。
徴収の猶予取消し額
[略]
[略]

様式第56号 (第26条関係)

換価の猶予 職権による換価の猶予期間延長 通知書
[略]
あなたの現状を考慮し、下記の滞納金額に対する差押財産の換価を猶予(換価の猶予期間を延長)しましたから、下記の

<p>納付 (納入) 計画を確実に実行してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">換</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>価</td> <td>期</td> <td>換価の猶予 (換価 期間 年 月 日から 年</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td></td> <td>の猶予期間延長) 月 日まで 月間</td> </tr> <tr> <td>猶</td> <td>間</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>予</td> <td></td> <td>(換</td> </tr> <tr> <td>(</td> <td></td> <td>価</td> </tr> <tr> <td>換</td> <td></td> <td>の</td> </tr> <tr> <td>価</td> <td></td> <td>猶</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td></td> <td>予</td> </tr> <tr> <td>猶</td> <td></td> <td>期</td> </tr> <tr> <td>予</td> <td></td> <td>間</td> </tr> <tr> <td>延</td> <td></td> <td>延</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>期</td> <td></td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>間</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">納</td> <td style="width: 10%;">分</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>納</td> <td>延滞金の納付方法 1 最終回同時納付 2</td> </tr> <tr> <td>(</td> <td>金</td> <td>本税完納後別途納付</td> </tr> <tr> <td>納</td> <td>額</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>画</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>示</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第57号 (第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>年 月 日付けで換価の猶予をしたあなたの</td> </tr> <tr> <td>下記の滞納金額については、下記のとおり換価の猶予を取り</td> </tr> <tr> <td>消しましたので、地方税法第15条の6第2項の規定により通知</td> </tr> <tr> <td>します。</td> </tr> <tr> <td>つきましては、当該滞納金額を直ちに納付 (納入) してく</td> </tr> <tr> <td>ださい。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>取</td> </tr> <tr> <td>消</td> </tr> <tr> <td>し</td> </tr> <tr> <td>理</td> </tr> <tr> <td>由</td> </tr> <tr> <td>根拠規定 地方税法第15条の6第1項第 号</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table>	換	[略]		価	期	換価の猶予 (換価 期間 年 月 日から 年	の		の猶予期間延長) 月 日まで 月間	猶	間	[略]	予		(換	(価	換		の	価		猶	の		予	猶		期	予		間	延		延	長		長	期)	間			納	分	[略]	付	納	延滞金の納付方法 1 最終回同時納付 2	(金	本税完納後別途納付	納	額	[略]	入)			計			画			の			指			示			[略]	[略]	年 月 日付けで換価の猶予をしたあなたの	下記の滞納金額については、下記のとおり換価の猶予を取り	消しましたので、地方税法第15条の6第2項の規定により通知	します。	つきましては、当該滞納金額を直ちに納付 (納入) してく	ださい。	[略]	取	消	し	理	由	根拠規定 地方税法第15条の6第1項第 号	[略]	<p>の納付 (納入) 計画を確実に実行してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">換</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>価</td> <td>期</td> <td>換価の猶予 (換価の猶予期間延長) 期間 年 月</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td></td> <td>日から 年 月 日まで 月間</td> </tr> <tr> <td>猶</td> <td>間</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>予</td> <td></td> <td>(換</td> </tr> <tr> <td>(</td> <td></td> <td>価</td> </tr> <tr> <td>換</td> <td></td> <td>の</td> </tr> <tr> <td>価</td> <td></td> <td>猶</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td></td> <td>予</td> </tr> <tr> <td>猶</td> <td></td> <td>期</td> </tr> <tr> <td>予</td> <td></td> <td>間</td> </tr> <tr> <td>延</td> <td></td> <td>延</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>期</td> <td></td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>間</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">納</td> <td style="width: 10%;">分</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>納</td> <td>延滞金の納付 (納入) 方法 1 最終回同時納</td> </tr> <tr> <td>(</td> <td>金</td> <td>付 (納入) 2 本税完納後別途納付 (納入)</td> </tr> <tr> <td>納</td> <td>額</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>画</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>示</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第57号 (第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>年 月 日付けで換価の猶予 (換価の猶予期</td> </tr> <tr> <td>間延長) をしたあなたの下記の滞納金額については、下記のと</td> </tr> <tr> <td>おり換価の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の</td> </tr> <tr> <td>5の3第2項において準用する同法第15条の3第3項 (第15</td> </tr> <tr> <td>条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第3項)</td> </tr> <tr> <td>の規定により通知します。</td> </tr> <tr> <td>つきましては、当該滞納金額を直ちに納付し、又は納入し</td> </tr> <tr> <td>てください。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>取</td> </tr> <tr> <td>消</td> </tr> <tr> <td>し</td> </tr> <tr> <td>理</td> </tr> <tr> <td>由</td> </tr> <tr> <td>根拠規定 地方税法第 条 第 項第 号</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table>	換	[略]		価	期	換価の猶予 (換価の猶予期間延長) 期間 年 月	の		日から 年 月 日まで 月間	猶	間	[略]	予		(換	(価	換		の	価		猶	の		予	猶		期	予		間	延		延	長		長	期)	間			納	分	[略]	付	納	延滞金の納付 (納入) 方法 1 最終回同時納	(金	付 (納入) 2 本税完納後別途納付 (納入)	納	額	[略]	入)			計			画			の			指			示			[略]	[略]	年 月 日付けで換価の猶予 (換価の猶予期	間延長) をしたあなたの下記の滞納金額については、下記のと	おり換価の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の	5の3第2項において準用する同法第15条の3第3項 (第15	条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第3項)	の規定により通知します。	つきましては、当該滞納金額を直ちに納付し、又は納入し	てください。	[略]	取	消	し	理	由	根拠規定 地方税法第 条 第 項第 号	[略]
換	[略]																																																																																																																																																																																														
価	期	換価の猶予 (換価 期間 年 月 日から 年																																																																																																																																																																																													
の		の猶予期間延長) 月 日まで 月間																																																																																																																																																																																													
猶	間	[略]																																																																																																																																																																																													
予		(換																																																																																																																																																																																													
(価																																																																																																																																																																																													
換		の																																																																																																																																																																																													
価		猶																																																																																																																																																																																													
の		予																																																																																																																																																																																													
猶		期																																																																																																																																																																																													
予		間																																																																																																																																																																																													
延		延																																																																																																																																																																																													
長		長																																																																																																																																																																																													
期)																																																																																																																																																																																													
間																																																																																																																																																																																															
納	分	[略]																																																																																																																																																																																													
付	納	延滞金の納付方法 1 最終回同時納付 2																																																																																																																																																																																													
(金	本税完納後別途納付																																																																																																																																																																																													
納	額	[略]																																																																																																																																																																																													
入																																																																																																																																																																																															
)																																																																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																																																															
画																																																																																																																																																																																															
の																																																																																																																																																																																															
指																																																																																																																																																																																															
示																																																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																																															
年 月 日付けで換価の猶予をしたあなたの																																																																																																																																																																																															
下記の滞納金額については、下記のとおり換価の猶予を取り																																																																																																																																																																																															
消しましたので、地方税法第15条の6第2項の規定により通知																																																																																																																																																																																															
します。																																																																																																																																																																																															
つきましては、当該滞納金額を直ちに納付 (納入) してく																																																																																																																																																																																															
ださい。																																																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																																															
取																																																																																																																																																																																															
消																																																																																																																																																																																															
し																																																																																																																																																																																															
理																																																																																																																																																																																															
由																																																																																																																																																																																															
根拠規定 地方税法第15条の6第1項第 号																																																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																																															
換	[略]																																																																																																																																																																																														
価	期	換価の猶予 (換価の猶予期間延長) 期間 年 月																																																																																																																																																																																													
の		日から 年 月 日まで 月間																																																																																																																																																																																													
猶	間	[略]																																																																																																																																																																																													
予		(換																																																																																																																																																																																													
(価																																																																																																																																																																																													
換		の																																																																																																																																																																																													
価		猶																																																																																																																																																																																													
の		予																																																																																																																																																																																													
猶		期																																																																																																																																																																																													
予		間																																																																																																																																																																																													
延		延																																																																																																																																																																																													
長		長																																																																																																																																																																																													
期)																																																																																																																																																																																													
間																																																																																																																																																																																															
納	分	[略]																																																																																																																																																																																													
付	納	延滞金の納付 (納入) 方法 1 最終回同時納																																																																																																																																																																																													
(金	付 (納入) 2 本税完納後別途納付 (納入)																																																																																																																																																																																													
納	額	[略]																																																																																																																																																																																													
入																																																																																																																																																																																															
)																																																																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																																																															
画																																																																																																																																																																																															
の																																																																																																																																																																																															
指																																																																																																																																																																																															
示																																																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																																															
年 月 日付けで換価の猶予 (換価の猶予期																																																																																																																																																																																															
間延長) をしたあなたの下記の滞納金額については、下記のと																																																																																																																																																																																															
おり換価の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の																																																																																																																																																																																															
5の3第2項において準用する同法第15条の3第3項 (第15																																																																																																																																																																																															
条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第3項)																																																																																																																																																																																															
の規定により通知します。																																																																																																																																																																																															
つきましては、当該滞納金額を直ちに納付し、又は納入し																																																																																																																																																																																															
てください。																																																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																																															
取																																																																																																																																																																																															
消																																																																																																																																																																																															
し																																																																																																																																																																																															
理																																																																																																																																																																																															
由																																																																																																																																																																																															
根拠規定 地方税法第 条 第 項第 号																																																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																																															

別記様式第57号の次に次の3様式を加える。

様式第57号の2 (その1) (第26条関係)

申請による換価の猶予許可通知書 換価の猶予期間延長														
殿											年 月 日			
県税・総務事務所長											印			
<p>年 月 日付けで換価の猶予（換価の猶予期間延長）の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。</p>														
換価の猶予（換価の猶予期間延長）	徴収金額	年度	税目	納期限	督促状発付年月日	税額	延滞金額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額	滞納処分費			
				・	・	円	法律による金額	円	円		法律による金額 ()円			
				・	・		〃				()			
				・	・		〃				()			
				・	・		〃				()			
				・	・		〃				()			
		計												
期間	換価の猶予（換価の猶予期間延長）許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間													
許可条件	1 納付（納入）計画を確実に実行し、新たに税金滞納を発生させないこと。 2 3													
納入（納入）計画	分納金額	回	年月日	金額	備考	回	年月日	金額	備考	回	年月日	金額	備考	
		1	・	円		5	・	円		9	・	円		
		2	・			6	・				10	・		
		3	・			7	・				11	・		
		4	・			8	・				12	・		
	延滞金の納付（納入）方法 1 最終回同時納付（納入） 2 本税完納後別途納付（納入）													
備考														

様式第57号の2 (その2) (第26条関係)

申請による換価の猶予一部許可通知書 換価の猶予期間延長													
殿											年	月	日
											県税・総務事務所長		印
年 月 日付で換価の猶予（換価の猶予期間延長）の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。ただし、下記の理由により、換価の猶予（換価の猶予期間延長）の申請に係る徴収金額のうち一部の徴収金額については、換価の猶予（換価の猶予期間延長）を許可できません。													
換価の猶予（換価の猶予期間延長） 徴収金額	年度	税目	納期限	督促状発付年月日	税額	延滞金額	過少申告加算金額	申告加算金額	重加算金額	滞納処分費			
			・	・	円	法律による金額	円	円	円	法律による金額 ()円			
			・	・		〃				(〃)			
			・	・		〃				(〃)			
			・	・		〃				(〃)			
			・	・		〃				(〃)			
	計												
期間	換価の猶予（換価の猶予期間延長）許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間												
条件	1 納付（納入）計画を確実に実行し、新たに税金滞納を発生させないこと。 2 3												
納付（納入）計画	回	年月日	金額	備考	回	年月日	金額	備考	回	年月日	金額	備考	
	1	・	円		5	・	円		9	・	円		
	2	・			6	・			10	・			
	3	・			7	・			11	・			
	4	・			8	・			12	・			
延滞金の納付（納入）方法 1 最終回同時納付（納入） 2 本税完納後別途納付（納入）													
備考													
きかない理由													
注意	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。												

様式第57号の3 (第26条関係)

申請による換価の猶予不許可通知書 換価の猶予期間延長										
年 月 日										
殿 県税・総務事務所長 印										
年 月 日付で換価の猶予(換価の猶予期間延長)の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記の理由により許可できませんので、地方税法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する同法第15条の2の2第2項の規定により通知します。										
徴 収 金 額	年度	税目	納期限	督促状発 付年月日	税 額	延滞 金額	過少申 告加算 金額	不申 告算 金額	重加算 金額	滞 納 処分費
			円	法 律 に よる金額	円	円	円	法 律 に よる金額 ()円
				〃				()
				〃				()
				〃				()
				〃				()
	計									
許 な 可 い で 理 き 由										
注 意	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																				
<p>様式第80号（第40条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">不動産等の最高価申込者決定の取消通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 122号（第43条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>下記により差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 131号（その2）（第43条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>私が、公売財産に対して有する権利は下記のとおりです。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公 売 財 産 上 に あ る 権 利</td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">押時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">押時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 利息は「公売公告」又は「公売通知兼債権申立催告書」に記載してある公売代金納付期限までのものを計算して記載してください。</p>	不動産等の最高価申込者決定の取消通知書	[略]	[略]	[略]	下記により差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。	[略]	[略]	[略]	[略]	私が、公売財産に対して有する権利は下記のとおりです。	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公 売 財 産 上 に あ る 権 利</td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">押時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">押時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	公 売 財 産 上 に あ る 権 利	権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差		押時の債権額	円		[略]						権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差			押時の債権額	円		[略]					[略]	<p>様式第80号（第40条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">最高価申込者決定の取消通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 122号（第43条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>下記により差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる<u>国税、地方税その他の債権（質権、抵当権、先取特権、留置権等）</u>の権利を有する場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 131号（その2）（第43条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>私が<u>公売財産</u>に対して有する権利は、<u>下記</u>のとおりです。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公 売 財 産 上 に あ る 権 利</td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>押え</u>時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>押え</u>時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 利息は、<u>県税・総務事務所長が別途指定する換価代金の交付予定日</u>までのものを計算して記載してください。</p>	最高価申込者決定の取消通知書	[略]	[略]	[略]	下記により差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる <u>国税、地方税その他の債権（質権、抵当権、先取特権、留置権等）</u> の権利を有する場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。	[略]	[略]	[略]	[略]	私が <u>公売財産</u> に対して有する権利は、 <u>下記</u> のとおりです。	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公 売 財 産 上 に あ る 権 利</td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>押え</u>時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>押え</u>時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	公 売 財 産 上 に あ る 権 利	権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差		<u>押え</u> 時の債権額	円		[略]						権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差			<u>押え</u> 時の債権額	円		[略]					[略]
不動産等の最高価申込者決定の取消通知書																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
下記により差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
私が、公売財産に対して有する権利は下記のとおりです。																																																																																					
[略]																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公 売 財 産 上 に あ る 権 利</td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">押時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">押時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	公 売 財 産 上 に あ る 権 利	権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差		押時の債権額	円		[略]						権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差			押時の債権額	円		[略]																																																												
公 売 財 産 上 に あ る 権 利		権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差																																																																																
		押時の債権額	円																																																																																		
[略]																																																																																					
	権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差																																																																																	
		押時の債権額	円																																																																																		
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
最高価申込者決定の取消通知書																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
下記により差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる <u>国税、地方税その他の債権（質権、抵当権、先取特権、留置権等）</u> の権利を有する場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
私が <u>公売財産</u> に対して有する権利は、 <u>下記</u> のとおりです。																																																																																					
[略]																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公 売 財 産 上 に あ る 権 利</td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>押え</u>時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">権利の 表 示</td> <td style="text-align: center;">(根抵当権) 債権極度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">権 差</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>押え</u>時の債権額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	公 売 財 産 上 に あ る 権 利	権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差		<u>押え</u> 時の債権額	円		[略]						権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差			<u>押え</u> 時の債権額	円		[略]																																																												
公 売 財 産 上 に あ る 権 利		権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差																																																																																
		<u>押え</u> 時の債権額	円																																																																																		
[略]																																																																																					
	権利の 表 示	(根抵当権) 債権極度額	円	権 差																																																																																	
		<u>押え</u> 時の債権額	円																																																																																		
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 4号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>第1 管理、運営、サービス等に関する事項</p> <p>1 基本情報</p>	<p>様式第 4号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>第1 管理、運営、サービス等に関する事項</p> <p>1 基本情報</p>

- (1) [略]
 (2) 薬局開設者 (法人にあっては、業務を行う役員のうち代表者の氏名)

[略]

- (3)・(4) [略]
 (5) 電話番号及びファクシミリ番号 (個人の携帯・PHS番号は記載しないでください)

営業日の営業時間内	[略]
営業時間外	

(6) 営業日及び営業時間

営業日・開局時間 (開局曜日にレを入れてください) (8:30~19:00等)	[略]
[略]	

- 2 [略]
 3 薬局サービス等

(1) 相談に対する対応の可否

対応可能な相談内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> お薬相談 <input type="checkbox"/> 禁煙相談 <input type="checkbox"/> 公衆衛生相談 <input type="checkbox"/> 誤飲・誤食等の中毒相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 漢方相談 <input type="checkbox"/> 介護相談 <input type="checkbox"/> 育児相談
-------------------	---	---

(2)~(5) [略]

4 費用負担

(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

[略]	[略]
労働者災害補償保険法に基づく指定の有無	[略]

(2) [略]

第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1 業務内容、提供サービス

(1) 認定薬剤師の種類及び人数

中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等	<input type="checkbox"/> 研修認定薬剤師 (日本薬剤師会研修センター) (人) <input type="checkbox"/> 漢方薬・生薬認定薬剤師 (日本薬剤師会研修センター) (人) <input type="checkbox"/> 認定実務実習指導薬剤師 (日本薬剤師会研修センター) (人) <input type="checkbox"/> その他 ()
-------------------------------	--

- (1) [略]
 (2) 薬局開設者 (法人にあっては、株式会社等の表記を略さないこと。)

[略]

- (3)・(4) [略]
 (5) 電話番号及びファクシミリ番号

営業日の開店時間内	[略]
開店時間外	

(6) 営業日及び開店時間

営業日・開店時間 (例 8:30~19:00等) (開店曜日にレを入れてください。)	[略]
開店時間外で相談できる時間 (例 19:00~8:30等) (相談できる曜日にレを入れてください。)	<input type="checkbox"/> 月曜日 (: ~ :) <input type="checkbox"/> 火曜日 (: ~ :) <input type="checkbox"/> 水曜日 (: ~ :) <input type="checkbox"/> 木曜日 (: ~ :) <input type="checkbox"/> 金曜日 (: ~ :) <input type="checkbox"/> 土曜日 (: ~ :) <input type="checkbox"/> 日曜日 (: ~ :)
[略]	

- 2 [略]
 3 薬局サービス等

(1) 健康サポート薬局である旨の表示の有無

健康サポート薬局である旨の表示	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
-----------------	---

(2) 相談に対する対応の可否

対応可能な相談内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> お薬相談 <input type="checkbox"/> 禁煙相談 <input type="checkbox"/> 公衆衛生相談 <input type="checkbox"/> 誤飲・誤食等の中毒相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 漢方相談 <input type="checkbox"/> 介護相談 <input type="checkbox"/> 育児相談 <input type="checkbox"/> 健康相談
-------------------	---	--

(3)~(6) [略]

4 費用負担

(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

[略]	[略]
労働者災害補償保険法に基づく指定の有無	[略]
児童福祉法に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

(2) [略]

第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1 業務内容、提供サービス

(1) 認定薬剤師の種類及び人数 (認定団体を記載の上、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 (CPC) の認証機関において認定を受けたものについては、(認定団体 (CPC認証)) と記入すること。)

中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等	<input type="checkbox"/> 研修認定薬剤師 (公益財団法人日本薬剤師会研修センター (CPC認証)) (人) <input type="checkbox"/> 漢方薬・生薬認定薬剤師 (公益財団法人日本薬剤師会研修センター) (人) <input type="checkbox"/> 認定実務実習指導薬剤師 (公益財団法人日本薬剤師会研修センター) (人) <input type="checkbox"/> その他 ()
-------------------------------	--

の制度に (人) 基づいて <input type="checkbox"/> その他 () 認定され (人) た薬剤師 をいう。	の制度に (人) 基づいて <input type="checkbox"/> その他 () 認定され (人) た薬剤師 <input type="checkbox"/> その他 () をいう。 (人) <input type="checkbox"/> その他 () (人)															
(2) 薬局の業務内容	(2) 薬局の業務内容															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">①無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (届出 施設)</td> <td style="width: 10%;">(無)</td> <td style="width: 30%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>②～⑧</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </table>	①無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (届出 施設)	(無)	[略]	②～⑧		[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">①無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (無 菌製剤処理届出施設)</td> <td style="width: 10%;">(無)</td> <td style="width: 30%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>②無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (他の薬局の無菌調剤室を利用する無菌製剤処理届出施設)</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>可 <input type="checkbox"/>否</td> </tr> <tr> <td>③～⑨</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </table>	①無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (無 菌製剤処理届出施設)	(無)	[略]	②無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (他の薬局の無菌調剤室を利用する無菌製剤処理届出施設)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	③～⑨		[略]
①無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (届出 施設)	(無)	[略]														
②～⑧		[略]														
①無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (無 菌製剤処理届出施設)	(無)	[略]														
②無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (他の薬局の無菌調剤室を利用する無菌製剤処理届出施設)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否														
③～⑨		[略]														
(3) [略]	(3) [略]															
2 [略]	2 [略]															

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第41号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年宮崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）の施行については、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (書類の経由等) 第7条 [略] 2 [略] 3 次に掲げる書類は、第1項の規定にかかわらず、1通とし、保健所長を経由することを要しない。	(趣旨) 第1条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）の施行については、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号。 <u>以下「政令」という。</u> ）及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。 <u>以下「省令」という。</u> ）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (書類の経由等) 第7条 [略] 2 [略] 3 次に掲げる書類は、第1項の規定にかかわらず、1通とし、保健所長を経由することを要しない。 (1) <u>省令第9条の2第1項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可申請書</u> (2) <u>省令第9条の2第6項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可変更届</u> (3) <u>省令第9条の2第8項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届</u>

(1)~(7) [略]

(4) 省令第9条の2第11項の規定により返納される麻薬小売業者間譲渡許可書

(5)~(11) [略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第42号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14号の3、第14号の4、第14号の9、第14号の11及び第14号の13中

「

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、宮崎県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができま

を

す。
2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。）、提起することができます。

」

「

審査請求及び取消訴訟

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

」

別記様式第16号を次のように改める。

様式第 16 号 (第 9 条関係)

児 童 措 置 決 定 通 知 書						
						年 月 日
様			宮崎県知事			印
児童福祉法第27条第1項第3号(第27条第2項、第27条の2第1項)の規定により、次のとおり措置を決定しましたので通知します。						
措置決定年月日		年 月 日				
入所(入院)させる施設の名称又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童自立生活援助事業を行う者の氏名						
入所(入院)させる施設の所在地又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童自立生活援助事業を行う者の住所						
保護者の費用負担額		月額 円(ただし、月分は 円とする。)				
入所(入院)させ、又は委託する児童	氏 名	性 別	生年月日	年 齢	住 所	保護者との関係
		男・女				
		男・女				
		男・女				
保 護 者 の 氏 名						
保 護 者 の 住 所						
措 置 を 要 す る 理 由 等						

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。なお、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第47条)。

別記様式第19号中

「
この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、前記の異議申立てをしたときには、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
を

- 「
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事に改める。事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第22号（第12条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div>	<p>様式第22号（第12条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

別記様式第23号の6、第23号の9及び第23号の11中

「
この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、前記の異議申立てをしたときには、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
を

- 「
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）に改める。、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第43号

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則（昭和53年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第6条 知事は、支給停止者から省令第2条第4号ハ又は第5号ハに規定する障害児福祉手当被災状況書の提出があった場合において、法第22条第1項の規定に該当するときは前条の通知書によって、該当しないときは別記様式第5号による通知書によって当該支給停止者にその旨を通知するものとする。</p> <p>別記 様式第1号（第2条、第11条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>1 この受給資格認定（以下「処分」という。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴えは、1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> </div>	<p>第6条 知事は、支給停止者から省令第2条第4号ニ又は第5号ハに規定する障害児福祉手当被災状況書の提出があった場合において、法第22条第1項の規定に該当するときは別記様式第4号による通知書によって、該当しないときは別記様式第5号による通知書によって当該支給停止者にその旨を通知するものとする。</p> <p>別記 様式第1号（第2条、第11条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>1 この受給資格認定（以下「処分」という。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。 <u>ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</u></p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、提起することができます。 <u>ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</u></p> </div>

- (1) 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

[略]

(裏)

[略]

様式第 2 号 (第 3 条、第 11 条関係)

[略]

1 この支給停止 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

[略]

様式第 3 号 (第 4 条、第 11 条関係)

[略]

1 この認定請求却下 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。



[略]

(裏)

[略]

様式第 2 号 (第 3 条、第 11 条関係)

[略]

1 この支給停止 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

[略]

様式第 3 号 (第 4 条、第 11 条関係)

[略]

1 この認定請求却下 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

- (1) 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第4号(第5条、第6条、第11条関係)

[略]

1 この支給停止解除(以下「処分」という。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号(第6条、第11条関係)

[略]

1 この被災非該当の処分(以下「処分」という。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

様式第4号(第5条、第6条、第11条関係)

[略]

1 この支給停止解除(以下「処分」という。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第5号(第6条、第11条関係)

[略]

1 この被災非該当の処分(以下「処分」という。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 7 号 (第 8 条、第 11 条関係)

[略]			
ふりがな 受給者の氏名	-----	受給者の住所 (変更前)	
[略]			

[略]

様式第 8 号 (第 9 条、第 11 条関係)

[略]	
[略]	
受給資格が なくなった 理由	1・2 [略] 3 病院・診療所に <u>3 箇月以上</u> 継続して入院するに至った。 4・5 [略]
[略]	
[略]	

[略]

様式第 9 号 (第 10 条、第 11 条関係)

[略]	
1 この資格喪失の処分 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して <u>60 日以内</u> に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。	
2 この処分の取消しを求める訴えは、 <u>1 の審査請求に対する裁決の送達を受けた日</u> の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、 <u>1 の審査請求に対する裁決を経た後</u> でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、 <u>裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u>	
(1) <u>審査請求があった日から 60 日を経過しても裁決がないとき。</u>	
(2) <u>処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u>	
(3) <u>その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

様式第 7 号 (第 8 条、第 11 条関係)

[略]			
ふりがな 受給者の氏名	-----	受給者の住所 (変更前)	
個人番号			
[略]			

[略]

様式第 8 号 (第 9 条、第 11 条関係)

[略]	
[略]	
受給資格が なくなった 理由	1・2 [略] 3 病院又は診療所に <u>3 か月を超えて</u> 継続して入院するに至った。 4・5 [略]
[略]	
[略]	

[略]

様式第 9 号 (第 10 条、第 11 条関係)

[略]	
1 この資格喪失の処分 (以下「処分」という。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して <u>3 か月以内</u> に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。 <u>ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。</u>	
2 この処分の取消しの訴えは、 <u>この通知書を受け取った日</u> の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。 <u>ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</u>	